

回 覧							

たるみず 農業委員会だより

No.46

耕作放棄地解消事業

耕作放棄地解消事業として令和元年6月25日に農業委員会で田植えを行いました。

垂水市では担い手・後継者不足を背景に、遊休農地が増加傾向にあります。平成25年から垂水市農業委員自らが耕作放棄地を解消する事業を始めました。

これまでは、トウモロコシ・バレイショを作付けし、当該地区担当員を中心に管理しました。収穫した農作物は市内の幼稚園児・小学生が収穫体験を行い、収穫した作物を給食センターに配布することで、農業への理解を深めてもらいました。

収穫後の農地は市の担い手が借り受けて耕作を行っています。



垂水市農業委員会先進地研修

令和元年7月11日から7月12日にかけて、福岡県の古賀市農業委員会と福岡中央卸売市場で、垂水市農業委員会先進地研修を行いました。

今年度は、担い手への集積・集約化や耕作放棄地の発生防止・解消といった「農地の利用の最適化の推進」をテーマにしており、福岡県古賀市農業委員会の活動事例や運営上の課題などについて、お話を聞くことができました。福岡中央卸売市場では、農作物の流通システム等について学びました。

今回の研修で得た知見を基に、垂水市の農地行政をよりよくして参ります。

【発行元・お問合せ先】

垂水市農業委員会事務局

鹿児島県垂水市上町114番地(垂水市役所内)

TEL: 0994-32-1205

FAX: 0994-32-6625

Eメール: t_nougyouinkai@po.city.tarumizu.kagoshima.jp

大隅地区農業委員等表彰

令和元年8月7日に垂水市農業委員会の葛迫巧会長が、大隅地区農業委員会連絡協議会より勤続年数10年以上にわたり農業委員として遊休農地の解消、新規就農者への支援等を行ったとして表彰されました。

葛迫会長は「農地の解消や新規就農者への支援に取り組み、優良農地を次世代に繋いでいきたい。」と話していました。



新規就農者意見交換会

新規就農者意見交換会が8月20日に垂水市水之上地区公民館で開催されました。市内で就農してからおおむね10年以内の農業者が参加対象で、10名の新規就農者が参加しました。意見交換会では就農における各種支援制度の説明や、関係機関・新規就農者同士の話し合いの場が設けられました。各関係機関では、大隅地域振興局農政普及課、肝属農業共済組合、J A 鹿児島さもつき本所、J A 鹿児島さもつき垂水支所、垂水市農林課、そして、垂水市農業委員会も参加しました。

垂水市農業委員会では、今後も新規就農者を積極的にサポートしていきたいと考えております。何かご相談等がありましたら、いつでもご連絡ください。



無断転用等には罰則があります！！

許可を受けずに無断で農地を転用した場合や転用許可に係る事業計画どおり転用していない場合には、農地法違反となり、工事の中止や原状回復等の命令がなされる場合があります、罰則の適用もあります。

①転用違反

3年以下の懲役または、**300万円以下**の罰金（法人は**1億円以下**の罰金）

②違反転用における原状回復命令違反

3年以下の懲役または、**300万円以下**の罰金（法人は**1億円以下**の罰金）

農地に関するよくある質問と回答

Q1. 農地を売買したいのですが、どのようにすればいいですか？

A1. 耕作を目的とした農地を売買するには、農地法第3条による農業委員会への申請の手続きが必要になります。申請書には、農地を譲り渡す人と譲り受ける人の連名で提出してもらうことになります。また、農地法第3条による農地の取得には、耕作面積が申請地を含めて20 a 以上（垂水市の場合）でなければ、許可ができません。

Q2. 農地転用とはなんですか？

A2. 農地転用とは農地を農地以外の地目に変更することです。具体的な例として農地を住宅、駐車場、山林、畜舎などに利用するために変更することが挙げられます。農地を転用するためには、あらかじめ農業委員会に申請をする必要があります。転用許可は全ての農地が対象となり、たとえ地目が農地でなくても、耕作の用に供されている土地であれば農地と見なされます。

Q3. 農地を相続しましたが、どのようにすればいいですか？

A3. 相続や時効等により農地の権利を取得した場合は、農業委員会に届けることとなっています（農地法第3条の3）。その届出は、権利を取得したことを知った日から概ね10ヶ月以内に提出していただきますようお願いいたします。

Q4. 自己所有地の農地を資材置き場として利用したいのですが、何か手続きは必要ですか？

A4. 農地を農地以外の地目にする行為（例えば、一般住宅や工場、資材置き場や駐車場などの用地にすること）を「農地転用」といい、農業委員会事務局に書類を申請し農業委員会の許可を得なければなりません（農地法第4条）。また、他人の農地を買ったり借りたりした上で転用する場合も同様です（農地法第5条）。転用しようとする場所や目的によって許可できない場合もありますので、まずは農業委員会事務局までご相談してください。

令和元年度農作業標準賃金及び農作業料金

令和元年度農作業標準賃金及び農作業料金を下表のとおり定めました。ただし、あくまでも標準の金額ですので、作業内容や条件等、お互いによく話し合いの上、金額を決めてください。

耕賃、刈取、脱穀、籾乾燥は10アール当たりの単価です。

区分	種類		単価	備考
賃金	一般賃金 (8時間)	最高	—	賄いなし 最低賃金が県最低賃金を下回った時は、 県最低賃金の額と同一とする。
		最低	6,088円	
耕賃	耕起・耕耘のみ		7,200円	県最低賃金R1.10.3改定 時間額790円
	深耕(プラウ)		7,200円	
	プラソイラー		6,200円	
	サブソイラー	ハウス	7,200円	
		露地	6,200円	
	代かきのみ		9,000円	水田のみ
	耕起から代かき		16,000円	
	機械田植え		8,500円	
耕起から田植え		24,500円		
刈取	水 稲		8,200円	ヒモ代込み
脱穀	水 稲	ハーベスター	9,300円	結束つき
			7,700円	結束なし
		コンバイン	33,000円	刈り取りから籾乾燥まで
籾乾燥	水 稲		15,400円	
その他作業	薬剤散布 (10aあたり)	粉剤	2,600円	農薬代含まず
		液剤	3,100円	
	畦畔作業		52円	1m当たり

全国農業新聞・農業者年金はいかがですか？

全国農業新聞は週刊の農業総合専門紙です。農政解説・農業経営に関する情報や、暮らしに役立つ話題を農業者の視点からお届けします（毎週金曜日・月4回発行、700円/月）。

農業者年金は、国民年金の第1号被保険者で20歳以上60歳未満の年間60日以上農業に従事している農業者であれば誰でも加入できる年金制度です。毎月の納付額は2万円から6万7千円の間で自由に選択でき、意欲ある担い手には、保険料の国庫補助制度（政策支援）もあります。